

令和3年度 第2回騒音障害防止のためのガイドライン見直し検討会  
議事要旨

○開催日時 : 令和3年9月8日(水) 10:00~12:00

○開催場所 : TKP 品川カンファレンスセンター カンファレンスルーム6D  
及びWEB方式

○出席者

委員 (50音順、敬称略)

安福 慎一

井上 仁郎

大屋 正晴

岡本 和人

菅 晃

國谷 勲

佐藤 恭二

柴田 延幸

清水 英佑

和田 哲郎

オブザーバー

土屋 良直

厚生労働省

構 健一 (労働衛生課主任中央労働衛生専門官)

早川 慎 (労働衛生課産業保健係長)

中原 勇太 (労働衛生課係員)

事務局

中央労働災害防止協会

○資料

2-1. 第1回検討会における議論の整理(案)

2-2. ガイドライン別表第2の各作業について

2-3. 対象作業場の考え方について

2-4. ガイドラインにおける対象作業場の見直しについて(案)

2-5. ガイドラインに基づく健康管理の状況

2-6. 騒音特殊健康診断の現状と課題(和田委員提出資料)

○参考配付

第1回検討会資料

## ○議題

- 1) 前回議論の確認について
- 2) 対象作業場の範囲について
- 3) 騒音障害防止のための健康管理について

## ○議事

- 前回議論の確認について、「第 1 回検討会における議論の整理 (案)」(資料 2-1) を事務局より説明し、了解された。
- 対象作業場の範囲について、事務局から「ガイドライン別表第 2 の各作業について」(資料 2-2)、「対象作業場の考え方について」(資料 2-3) を、厚生労働省から「ガイドラインにおける対象作業場の見直しについて (案)」(資料 2-4) をそれぞれ説明し、次のような意見があった。
  - ・ 造船業における典型的な作業においては、ガイドライン別表のうち 16 に及ぶ項目が関わっていると考えられる。造船という作業そのものは、41 番や 17 番が該当するともいえるが、船の試運転などでのばく露という点も考えられる。
  - ・ 別表第 2 については、ガイドライン制定時に 85dB 以上となる可能性が高い作業場が可能な限り列挙されたということであり、あらためて確認したところ、すべて該当すると考えてよい。一方、現在列挙されていなくても、該当する作業場が一般的に 85dB 以上となる可能性が高いのであれば、同じ考え方で追加するのが妥当である。
  - ・ ガイドライン別表第 2 に作業を列挙するのには限界を感じる。また、改善された作業は別表から外すことが適当。
  - ・ 建設業では、別表第 1、第 2 以外の作業場でも、騒音レベルが高ければ対策を講じている。大きく網をかけるという考え方はよいとして、実務上は可能な限り別表第 2 に列挙する方式が助かる。
  - ・ 国際的にみると、以前は騒音作業場をリストに列挙するのがふつうであったが、近年はリスクに応じた管理が主流。通達の解説には、別表以外の作業場でも騒音レベルが高ければ対策を講じることになっているが、実際にはなされていない。
  - ・ 今のリストは有害作業場を列挙したリスト方式だが、この 30 年間一度も見直しがされていないのが問題。リスト形式を続けるのであれば、リストの作業場を例示とし、リスト以外の作業場でも騒音レベルが高ければ対象に含めるようにするのがよい。
  - ・ 対策の趣旨を考えれば、対象作業場は限定しないほうがよいが、現実としてどう対応するか？騒音レベルによるリスクの見積もりをリスト化して振り分けるには限界があるものの、リストを廃止すれば現場は対応に困る。これまでのガイドラインに基づく対策の効果が認められるということなら、廃止せずにリストを生かして柔軟なものできないものか。
  - ・ 騒音レベルが高い場合に、だれが何を行うかのプロセスをガイドライン解説の中にフローチャートなどで明示すべきではないか。

- ・ガイドライン別表以外の作業でも、騒音がよほど大きい場合は測定して対応するよう行政指導されることがあり得る。作業によってはその作業場が一般的に別表第2に列挙するほどではないとされても、個別にみて高い作業場については、測定して対応すべきである。作業環境やばく露レベルを測定した結果、85dB以上となった場合は、対策を講ずる必要がある。
- ・騒音レベルが高そうなところをどこで誰が発見して判断するかのプロセスを定めることも重要。測定機器を持たずに判断するとすれば、定期的な職場巡視等において、大声を出さないと隣の人との会話ができない騒音レベルというのが一つの目安となる。85～90dBになると大声を出さないと会話ができないといわれている。
- ・あらゆる作業場を測定するわけにはいかない中で現実的なばく露防止対策として、「○○の工具と使うときは、測定しなくても保護具着用」、といったものも入れられるとよい。
- ・現場でどうすべきかという点は、必ずつきまとう問題である。ガイドラインに現場で行うべきプロセスを書くことで対応が容易になる。騒音を発する手持ち工具については、具体的に示すことにより、個人ばく露測定につなげることが望ましい。低騒音化されたとされる工具、設備についても、それを少なくとも1回は実測して確認すべきである。
- ・作業環境改善が難しいようであれば、個人ばく露測定を行い、実際のばく露レベルを低減化する対策に結び付けることが重要。対象作業場についての具体的なリストがあることは重要であるが、作業環境測定により全てが解決するわけではない。必要に応じて個人ばく露測定も活用し、場の測定でカバーできないような対象作業場をカバーするようにするのがよい。
- ・鉄鋼業では、ジグの騒音は一對一で対応可能。発生源がたくさんある場合、音源ごとの対応には限界があり、個人ばく露の把握と対策が必要。
- ・健康管理のためには個人ばく露測定、発生源対策のためには環境測定が必要。
- ・騒音発生源が動く作業では労働者保護のため個人ばく露測定が必要だが、実施可能かどうか検証が必要。
- ・労働現場であっても、顧客など第三者や一般公衆に対する保護基準が定められている場合があるので、それらを参照することにより労働者のばく露低減化に有効な場合がある。
- ・本日の議論を踏まえて、事務局で方向性を整理して、次回資料として提出する。

- 騒音障害防止のための健康管理について、事務局から「ガイドラインに基づく健康管理の状況」（資料2-5）を、和田委員から「騒音特殊健康診断の現状と課題」（資料2-6）を説明し、次のような意見があった。

【参考】和田委員の提案の概要

- ◆現行の定期健康診断では、4,000Hzは40dBの聴力レベルで検査を行うので、30～40dBの聴力レベルの場合は、異常があっても見落とされ二次検査につながらないことから、年2回の健康診断のうち1回は閾値測定が必要

- ◆初期症状を示す dip 測定の結果から見ると、1,000Hz、4,00Hz の測定に加えて、6,000Hz の測定が必要
- ◆小規模事業場の健診実施率が低いことに対し、何らかの対応ができないか。
- ◆健康管理区分表と健診結果報告書（監督署提出）の記載方法の整理が必要（健康管理区分の判断は、各事業場でまちまちに行われている）
- ・提案内容に賛成である。4,000Hz、5,000Hz、6,000Hz で dip が見られるが、通常のオーディオメータでは 5,000Hz は測定しにくいいため、6,000Hz の追加が適当。ただし、閾値を正確に判定するということになると、それができるような資格者が必要になる。
- ・高音域に異常があるが、会話域に異常がない場合など特殊な場合について、ガイドラインでは評価方法が明確でないようにも見える。
- ・騒音障害防止ガイドラインの制定を踏まえ、オーディオメータに関する JIS が制定されている。これに照らせば、一般に出回っている機器でどのような検査が可能か分かるのではないか。
- ・本来は、選別聴力検査にも 6,000Hz を追加するが望ましいことは確かだが、定期健康診断でそこまで行うことは現実的には難しいので、4,000Hz の閾値を把握することで 6,000Hz の異常を推測し二次検査に移行することでよい。二次検査においては正確な聴力を確認することができる。
- ・通常の定期健康診断は、防音室ではなく会議室などで行われることが多いので、閾値の正確な測定は難しいが、毎年測定していれば、その変化で傾向はつかめる。
- ・健診結果報告書様式を変えなくても、評価の仕方をガイドラインに記載すれば対応可能だが、念のため健診機関でどのように運用しているかは確認したほうが良い。
- ・本日、健康診断としての考え方、あるべき姿を整理したうえで、次回は、それが実際に円滑に運用可能であるかについてもよく検討する。